

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和8年度 丸の内庁舎原状回復工事
業 務 概 要	本工事は中部地方整備局丸の内庁舎として入居しているNUP・フジサワ丸の内ビル（1、2、4階及び屋上、地下階の一部）の原状回復を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部の名称及び所在地	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 名古屋市中区丸の内二丁目1番36号 NUP・フジサワ丸の内ビル
契 約 年 月 日	令和8年6月17日
契 約 業 者 名	鹿島建物総合管理株式会社 中部支社
契 約 業 者 の 住 所	名古屋市中区武平町五丁目1番地
契 約 金 額	123,530,000円（税込み）
予 定 価 格	127,050,000円（税込み）
随意契約に よる こととし た 理 由	別紙のとおり
工 事 場 所	中部地方整備局 丸の内庁舎 名古屋市中区丸の内二丁目1番36号 NUP・フジサワ丸の内ビル
工 事 種 別	建築工事
工 期 （ 自 ）	令和8年6月17日
工 期 （ 至 ）	令和8年12月28日
備 考	

随 意 契 約 理 由 書

1. 件名
令和 8 年度 丸の内庁舎原状回復工事
2. 随意契約の相手方
鹿島建物総合管理株式会社 中部支社
3. 選定理由

本工事は、中部地方整備局が行政事務を遂行するための庁舎として、公益財団法人名古屋まちづくり公社と賃貸借契約している借室等を、契約終了に伴い原状回復する工事を行うものである。

当該借室等は、平成 25 年 8 月より契約を締結してきたものであるが、中部地方整備局の名古屋第 4 合同庁舎への移転に伴い、令和 8 年 12 月 28 日までに賃貸人に明け渡す必要がある。明け渡しにあたっては、令和 8 年度 中部地方整備局建物賃貸借契約書「以下契約書という。」第 20 条において、賃借人は、当該借室等を引渡し時の状態に復して明け渡すこととされている。また、契約書同条第 3 項において、原状回復工事は賃貸人の指定する者に発注することとされている。このため、本工事を施工できる事業者は、賃貸人が指定する者に限定され、当該者以外の者が施工することは契約上認められていない。

以上のことから、会計法第 29 条の 3 第 4 項および予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号に該当するため、公益財団法人名古屋まちづくり公社の指定業者である、鹿島建物総合管理株式会社中部支社と随意契約により契約を締結するものである

適用条文 会計法第 29 条の 3 第 4 項、予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号